

全建労発第57号

平成26年1月8日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会

会長 浅沼健一

(公印省略)

有害物ばく露作業報告対象物（平成26年対象・平成27年報告）について

時下益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、有害物ばく露作業報告の対象となるものについては、「労働安全衛生規則第九十五条の六の規定に基づき厚生労働大臣が定める物等」（平成18年厚生労働省告示第25号）により定められていますが、この度、告示の一部が改正され平成26年1月から12月を対象期間とする有害物ばく露作業報告（報告期間は平成27年1月から3月まで）の対象となる物が新たに定められたところです。

つきましては、本制度の趣旨をご理解いただき、本制度が円滑に運用されるよう、また有害物ばく露作業報告の対象となる事業場において適正に有害物ばく露作業報告がなされるよう貴協会傘下会員に対してご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、有害物ばく露作業報告に関するパンフレットの電子媒体は、下記のアドレスに掲載される予定ですので、ご活用ください。

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/>